

# 補装具費支給制度について

身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する補装具(補聴器、車椅子、短下肢装具 など)にかかる費用を助成します。補装具費の支給を希望する場合は、必ず事前に申請が必要です。

## 【対象者】

次の条件を全て満たす人が対象になります。

- ① 唐津市に在住であること。
- ② 補装具に定められている条件を満たす身体障害者手帳を所有していること。

(例)車椅子・・・障がいによる理由で歩行ができないか、実用的に歩行することが困難な下肢又は体幹障がい3級以上の身体障がい者  
補聴器・・・この用具を必要とする状態にある聴覚障がい者

※ 難病の人の場合、対象疾患一覧による障がいをもっていることが条件になります。

※対象者が介護保険法による福祉用具の貸与、特定福祉用具の購入、居宅介護住宅改修を利用することができる場合は、介護保険法の制度が優先されます。これらの制度が利用できない人に限り、本制度の対象になります。

※車椅子や座位保持装置などの補装具について、施設や病院の備品では対応が困難であり、真に対象者の身体状況に適合した補装具を作製する必要がある場合は、本制度の対象となります。

※治療用装具は、本制度の対象にはなりませんのでご注意ください。

## 【窓口で申請する人について】

窓口で申請する人はご家族や施設のケアマネジャーなどの代理人でも可能です。その際、運転免許証や健康保険証など身元が確認出来るものを提示してください。

## 【耐用年数について】

耐用年数とは、給付から次回の給付の申請が可能になるまでの年数です。それぞれの補装具には耐用年数が定められており、耐用年数を経過しないと申請することができませんのでご注意ください。また、補装具の修理については、購入から9か月以上または前回の修理から3か月以上経過していれば、申請が可能になります。

## 【申請に必要なもの】

### ① 補装具費(購入・借受け・修理)支給申請書

※りんく(唐津市東城内1-3)、市役所本庁舎1階障がい者支援課26番・27番窓口(唐津市西城内1-1)、各市民センター総務・福祉課窓口に用意しています。

唐津市ホームページにて、ご自身でダウンロードする必要はありません。②～⑦のものを揃え、いずれかの窓口に来てください。窓口の職員が申請書を用意し、記入事項について説明します。

### ② 印鑑(認印で可、シャチハタは不可)

※対象者が18歳未満の場合 → 保護者の印鑑

対象者が18歳以上の場合 → 対象者本人の印鑑 又は 申請者の印鑑

### ③ 補装具の見積書

※市と合意契約を交わしている業者の指定があります。申請前にご確認ください。

### ④ 身体障害者手帳(難病の人は、県指定の診断書)

### ⑤ 医師の意見書

※佐賀県身体障害者更生相談所による医学的判定が必要な場合のみ

※各補装具に定められた様式があり、①と同様にいずれかの窓口を用意していますので、取りに来てください。

※意見書を作成することができるのは、身体障害者手帳の診断書を作成することができる指定医師です。指定医師については佐賀県のホームページ【障害者手帳の交付を受けるには】でご確認ください。

### ⑥ マイナンバーが確認できるもの

### ⑦ マイナンバーカードや運転免許証など身元が確認できるもの

## 【お住まいの地域の担当窓口について】

りんく(唐津市東城内1-3)、市役所本庁舎1階障がい者支援課26番・27番窓口(唐津市西城内1-1)、各市民センター総務・福祉課窓口のどこでも申請の手続きができます。ただし、手続きを担当する窓口は、次のとおり対象者のお住まいの地域によって異なります。

旧市内管内 → 障がい者支援課(りんく)

支所管内 → 各市民センター総務・福祉課

(例)対象者の住所が唐津市鏡～ → 障がい者支援課(りんく)

対象者の住所が唐津市浜玉町浜崎～ → 浜玉市民センター総務・福祉課

対象者の住所が唐津市相知町相知～ → 相知市民センター総務・福祉課

例えば、唐津市浜玉町在住の対象者の申請について、申請書類を障がい者支援課(りんく)に提出された場合、庁内の通送便で浜玉市民センター総務・福祉課に送付することになり、それについて数日を要します。お急ぎの場合は、直接担当となる窓口にご提出されるのを推奨いたします。

## 【課税状況に伴う利用者負担額及び負担上限額】

購入する用具の金額の1割が利用者負担となります。

ただし、課税状況によって利用者負担額や1か月の負担上限額が異なります。

	自己負担額	1か月の負担上限額
所得割及び均等割課税	1割負担	37,200円
非課税、生活保護世帯	負担なし	0円

※対象者又は世帯員のいずれかが一定所得以上の場合(対象者又は世帯員のうち所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合)には**支給対象外**となります。

市が確認する課税状況については、次のとおりです。

《世帯の範囲》

- ・対象者が18歳以上の障がい者 → 対象者とその配偶者
- ・対象者が18歳未満の障がい児 → 対象者の属する住民基本台帳上での世帯

《市民税額の確認対象の年度》

- ・支給決定した月が7月～翌年3月 → 当該年度の市民税額を確認
- ・支給決定した月が4月～6月 → 前年度の市民税額を確認

(例)

- 令和4年7月～令和5年6月 の間に支給決定 → 令和4年度の市民税額を確認
- 令和5年7月～令和6年6月 の間に支給決定 → 令和5年度の市民税額を確認

**【補装具の基準額及び基準額に伴う自己負担額】**

補装具本体やそれに必要な各部品にはそれぞれ基準額が定められています。ご提出して頂いた見積書の金額が基準額を超えている場合、その差額分は利用者様の負担となりますのでご注意ください。

(ケース1)

- 基準額が80,000円に対し、見積書の金額が70,000円である。
- 課税状況は所得割及び均等割課税(=10%)である。

利用者の負担額

7,000円(見積書の金額の10%)

(ケース2)

- 基準額が80,000円に対し、見積書の金額が90,000円である。
- 課税状況は所得割及び均等割課税(=10%)である。

利用者の負担額

8,000円(基準額の10%) + 10,000円(基準額との差額)

(ケース3)

- 基準額が80,000円に対し、見積書の金額が90,000円である。
- 非課税あるいは生活保護世帯(=負担なし)である。

利用者の負担額

10,000円(基準額との差額)

## 【補装具の給付に関する医学的判定】

初回の申請においては、申請で受理した業者からの見積書、医師からの意見書などを佐賀県身体障害者更生相談所へ送り、対象者の現在の身体状況を踏まえて、申請内容が適正かどうかを医学的に判定してもらう必要があります。補装具によりますが、判定の結果が返ってくるのに約1か月程度掛かりますので、ご了承ください。また、補装具によっては初回に限らず2回目以降の購入の申請についても、判定が必要となるものもありますのでご注意ください。

## 【申請から支給までの大まかな流れ】

- |  |
|--|
| <p>① 窓口で申請を受理し、佐賀県身体障害者更生相談所に判定を依頼<br/>↓約1か月後</p> <p>② 判定結果が適正であることを市で確認<br/>↓約1週間内</p> <p>③ 市で支給を決定し、申請者に書類を送付<br/>※書類の送付先については基本的に<u>申請者宛</u>に送付します。希望の送付先がある場合は、お申し付けください。<br/>↓</p> <p>④ 届いた書類のうち、一部の書類に署名、押印し、それらの書類を業者へ送付する。<br/>※署名及び押印に関する案内の書類も同封させていただきます。押印は申請時に使用した印鑑が必要です。<br/>↓</p> <p>⑤ 業者に書類が届き、利用者負担額がある場合は、その分を業者に支払う。支払いが済み次第、業者が申請者に対し、補装具を支給する。</p> |
|--|

次のような場合は、佐賀県身体障害者更生相談所による判定が不要になります。

- 判定が不要である補装具を申請している場合(視覚障害者用安全つえ、義眼、眼鏡、歩行補助つえ など ※判定が必要なケースもあります。)
- 障害状況などに変化がなく、かつ耐用年数を経過したもので、前回購入時と同一の補装具の購入を申請する場合
- 補装具の修理について申請する場合(判定が必要なケースもあります。)

判定が不要な場合は、申請を受理し、1週間以内に③(市で支給を決定し、申請者に書類を送付)という部分からスタートします。